

事業名	環境浄化推進事業費	財務コード (事業)	127302
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の運用費
------	---------------------------

担当部課室	教育委員会 部 社会教育 課 青少年保護育成 担当 (内線)	1602
-------	--------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S39 年度 ~ 終期 年度						
実施主体	県(直営)						
事業の目的	<table border="1"> <tr> <th>誰(何)を対象に</th> <th>その対象をどのような状態にして</th> <th>結果、何に結びつけるのか</th> </tr> <tr> <td>青少年の保護育成を阻害するおそれのある行為を行う者</td> <td>青少年の保護育成を阻害するおそれのある行為を防止し、その環境を浄化されている。</td> <td>青少年の保護育成</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか	青少年の保護育成を阻害するおそれのある行為を行う者	青少年の保護育成を阻害するおそれのある行為を防止し、その環境を浄化されている。	青少年の保護育成
誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか					
青少年の保護育成を阻害するおそれのある行為を行う者	青少年の保護育成を阻害するおそれのある行為を防止し、その環境を浄化されている。	青少年の保護育成					
事業の内容 ※主に 23年度	<p>○事業概要</p> <p>(1)有害図書類等の個別指定</p> <p>①有害図書類の購入、調査 審査部会の10日程前に、有害図書類として疑わしいものを書店・コンビニ等で購入し、調査</p> <p>②諮問 知事から「社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成審査部会」へ諮問 審査部会は、2ヶ月に1回開催(5月、7月、9月、11月、1月、3月)</p> <p>③告示 審議会委員長名で「有害」との答申があった場合、7日程後に、県公報にて告示</p> <p>④指定通知 関係機関、団体、図書類等取扱業者へ通知(ハガキ印刷で告示日に発送)</p> <p>(2)環境浄化のための興行、娯楽、図書業者等への指導</p> <p>(3)インターネットの利用環境の整備</p>						
根拠法令等	「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」						

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 有害図書類の個別 指定件数	56冊	50冊	50冊	50冊	50冊	活動指標 目標設定の考え方 有害図書類として、特に個別指定が必要と思われる図書類を勘案して設定 データの出典等 予算見積書等
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				
成果指標 有害図書類の区分 陳列店舗率	96.8%	100%	96.7%	100%	100%	成果指標 目標設定の考え方 有害図書類の完全区分陳列を目標として設定 データの出典等 「青少年を取り巻く社会環境実態調査」結果
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	96.7 %				
決算額、予算額 (千円)	183		203	709	709	成果指標によらない成果
うち一財額	183		203	709	709	
所要時間(直接分)	1,150 時間		1,150 時間	1,150 時間	1,100 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	1,150 時間		1,150 時間	1,150 時間	1,100 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	2,324		2,324	2,324	2,223	

III これまでの事業の見直し・改善状況

なし

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 青少年の健全育成は、それを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年を取り巻く環境を浄化することが必要。 そのためには、行政が率先して条例に規定する施策を実施する必要があり、また、事業者、県民、地域、NPO等を巻き込んだ「青少年を守り育てる県民運動」と両輪になって進める必要がある。 条例の運用は、行政の施策の中心部分として欠くことができないものであり、それによって青少年の健全育成が達成され、成果を上げていると言え、有害図書類の区分陳列を徹底させている店舗も高水準を保っている。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	条例の規定する有害図書の指定や有害図書の自動販売機への対応等は、一定の成果を得ていると言える。 しかし、近年急速に普及したインターネットの有害サイトから青少年を守る取り組み等は、携帯電話へのフィルタリング利用の促進などに留まっており、また、今後、青少年への普及も見込まれるスマートフォンへの対応は今後の課題となっている。 地域・学校等における情報モラル教育の推進や「親子のルールづくり」など家庭における取り組みへの支援、インターネットの適正利用に向けた県民運動の醸成や条例改正を視野に入れた取組など、有効な施策を検討し講じる必要がある。	b、d

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー一会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	予算には、有害図書の指定に関する最低限必要な経費のみを計上しており、これ以上の削減は難しい。 一方、緊急な対応が必要となっている「急速に普及した携帯電話等によるインターネットの有害サイトから青少年の守る取り組み」については、行政が直接対応するよりも、県民総参加による県民運動によつての啓発活動を行う方が有効であると考え、青少年育成山梨県民会議への補助事業(インターネット安全利用講習会、インターネット安全利用ボランティア講師養成、啓発パンフレット作成配布)によって行うこととした。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。